

議員提出議案第 2 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

渋川市議会議長 茂 木 弘 伸 様

提出者 議会運営委員会

委員長 望 月 昭 治

別紙

議員提出議案第 2 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

渋川市議会委員会条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号イ中「企画部」を「総合政策部」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務市民常任委員会 8人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>総合政策部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ～ケ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務市民常任委員会 8人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>企画部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ～ケ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>